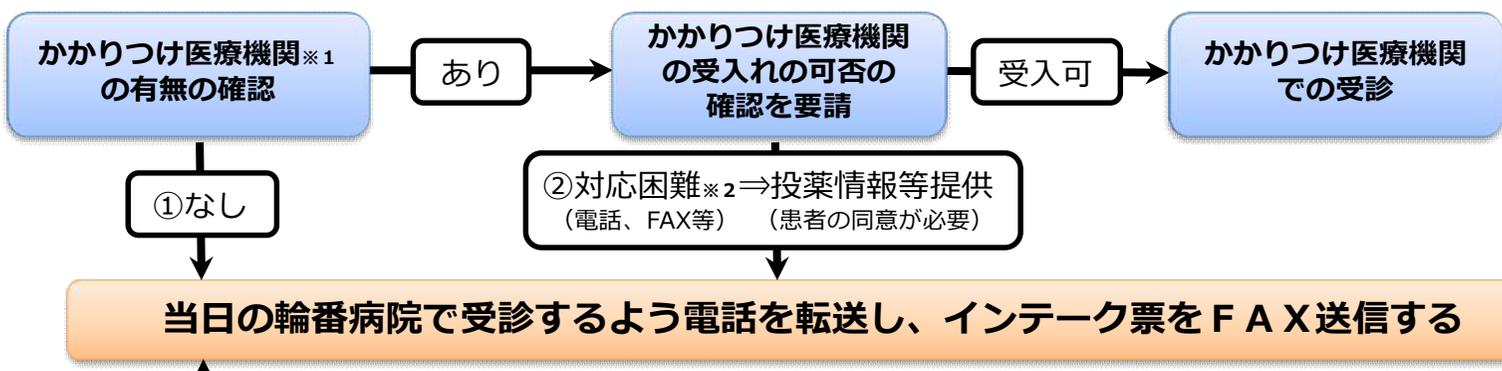


# 高知県精神科救急情報センター 電話対応の流れ

本人・家族

警察・消防



※1 「かかりつけ医療機関」とは、概ね3か月以内に受診している医療機関をいう。

※2 「対応困難」とは、保護室の空きがない場合等により、受入れができない場合をいう。



## <精神科受診の必要性の判断基準>

- ① 幻覚・妄想による奇異な行動を認め、支離滅裂で了解不能
- ② 興奮・落ち着きのない状態
- ③ 強度の不安・焦燥状態
- ④ 昏迷状態・無言・無反応・拒絶・拒食
- ⑤ 精神作用物質による精神症状
- ⑥ 向精神薬による副作用
- ⑦ 警察・消防が関与していると認められる案件であること

## <当日の輪番病院へつなぐ場合>

「精神科受診の必要性の判断基準」を満たして、かつ、次の①～③のいずれかに該当する場合

- ① かかりつけ医療機関がない場合
- ② かかりつけ医療機関がその日の対応が困難である場合
- ③ 警察・消防から受診要請があった場合

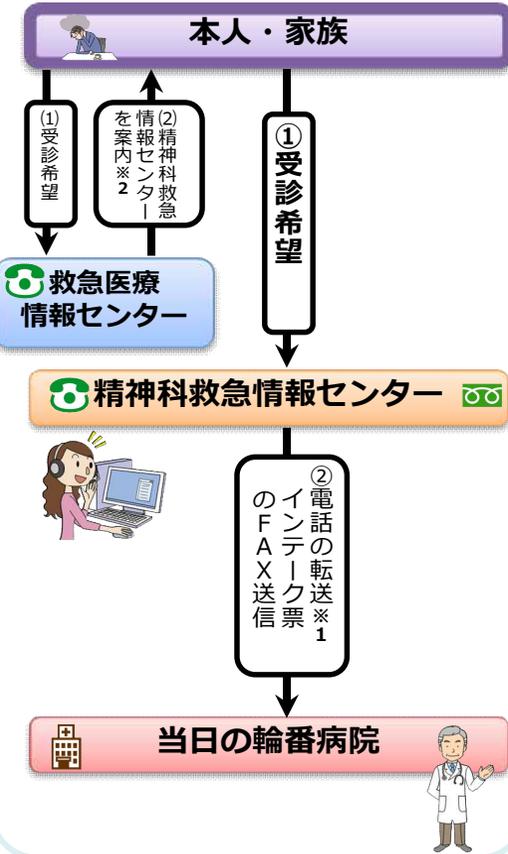
## <精神科救急の相談者に該当しない場合（「精神科受診の必要性の判断基準」を満たさない場合）>

該当しない場合	対応
身体的な治療を優先すべき場合	原則として翌日の一般科受診を勧め、緊急性が認められる場合は119番を案内（転送しない）
医療に関する相談でない場合	一般的な悩みごとの相談は各種相談機関を紹介
緊急性のない内容の相談の場合	この電話の趣旨を説明し、相談機関（市町村の精神保健窓口、保健所等）を紹介
訪問・来所を希望される場合	電話のみでの対応である旨を伝え、相談機関（市町村の精神保健窓口、保健所等）を紹介
措置診察が必要な場合	（対象者が自傷他害の恐れがある場合等） 警察に連絡するよう伝える
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒や他の薬物による酩酊状態であれば診察の対象とはならない旨を説明</li> <li>○ パーソナリティ障害等については、平日昼間の診察を勧める</li> <li>○ 他県からの相談については、このセンターが、原則、高知県民を対象としたものであることを説明した上で、当該自治体の精神科救急を利用いただくよう伝える</li> </ul>



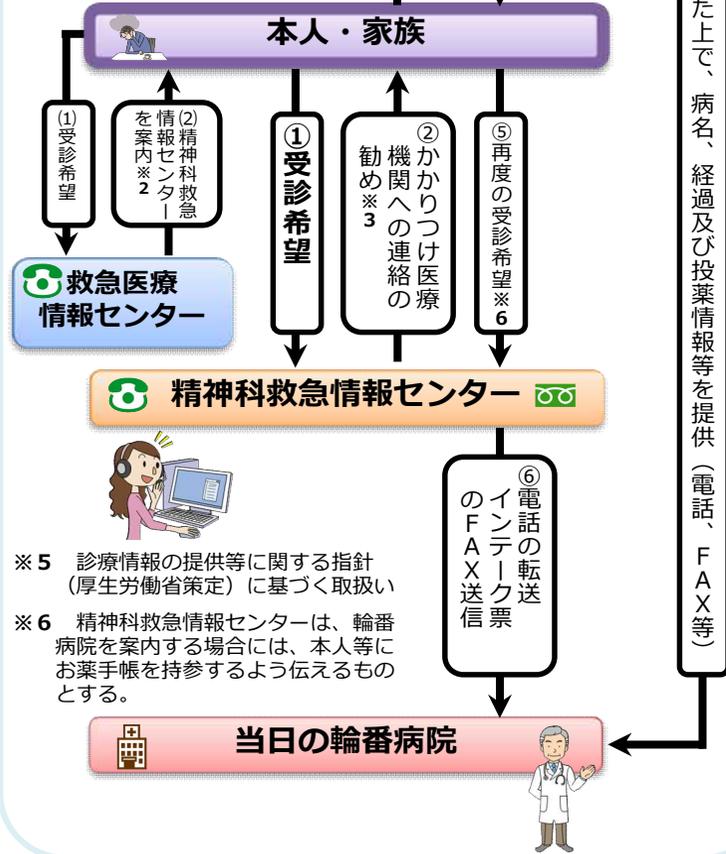
## かかりつけ医療機関がない場合

- ※1 かかりつけ医療機関がない場合は、そのまま輪番病院に転送する。
- ※2 救急医療情報センターでは調整（トリアージ）ができないので、精神科救急情報センターのフリーダイヤルを案内する。



## かかりつけ医療機関がある場合

- ※3 かかりつけ医療機関がある場合、まずは、かかりつけ医療機関への連絡を要請
- ※4 「対応困難」とは、保護室の空きがない場合等により、受入れができない場合をいう。



- ※5 診療情報の提供等に関する指針（厚生労働省策定）に基づく取扱い
- ※6 精神科救急情報センターは、輪番病院を案内する場合には、本人等にお薬手帳を持参するよう伝えるものとする。

## 警察・消防が関与している場合

- ※7 警察の場合は本人等が連絡をし、消防の場合は救急隊員が連絡をすることが多い。

- ※8 警察・消防から受診要請があった場合は、受診・入院に結びつくケースが多いこと及び業務を円滑に進める観点から、速やかに当日の輪番病院と直接連絡を取れるよう電話を転送する。

